

事前質問に対する回答

【議題(1)】関連質問

① 令和7年度の決算状況について【関連ページ：P2】（質問委員：A委員）

質問内容	保険料収入が予算より1億7千万円多い理由は、どのように見込みと違ったのか。6年度決算は800万円の増額程度だった。 また、保険料値上げとの関係はどうか。 事業費納付金は3.5億円減だ。予算を正確にしないと、保険料引き上げという市民負担を強いることになってしまう。予算をどのように見積もったのか。さらに今後の改善策をどう考えているのか。 2億円の基金取り崩し予定であったが、基金を使わず黒字となった。 結果として、物価高で市民生活が厳しい中、保険料の引き上げは必要なかったのではないか。
回答	保険料収入が予算額を上回った理由といたしましては、被保険者全体の所得額が当初の見込みを上回ったことが主な要因と分析しております。 現年度分保険料につきましては、世帯数、被保険者数及び被保険者全体の所得額の推計値を基に収入額を見込んでおりますが、令和7年度は、世帯数及び被保険者数は概ね見込みどおりであった一方、被保険者全体の所得額は、被保険者数の減少に伴い所得額も減少すると見込んでいたところ、実際には増加したことから、所得割保険料が増加し、保険料全体の増収につながったものです。 また、保険料率の改定につきましては、予算編成時点で見込んでいたものであり、今回の増収の主な要因は所得の伸びによるものと認識しております。 事業費納付金につきましては、県が算定した額に基づき予算計上しており、予算と決算の差はほとんど生じておりませんが、前年度比で減額となったことにつきましては、算定過程において減算となる前期高齢者交付金の額が増加したことが主な要因となっております。 令和7年度は基金を取り崩すことなく黒字決算となりましたが、国民健康保険事業は被保険者数の減少や医療費の増加、制度改正等の影響を受けやすく、単年度の決算結果のみをもって保険料率の適否を判断することは難しいものと考えております。 保険料率につきましては、将来の財政運営の安定性や基金残高の状況も踏まえ、中長期的な視点で設定しております。 様々な影響要因があり、それらを正確に把握することは困難ですが、医療費の推移や所得の動向等を注視し、推計の精度の向上に努めながら、適正な保険料率の設定と安定的な国保財政運営に取り組んでまいります。

② 国民健康保険料(税)の収納状況について【関連ページ：P 3、6】（質問委員：A 委員）

質問内容	滞納繰越分の収納率は24.50%と前年度より悪化している。 これは、退職被保険者分が影響していると思われる。R5年度で制度が終了ということではあるが、6年度の収納状況は2.69%である。7年度は何%であったのか。 また、こうした収納状況を見ているとその多くが不納欠損になるのではないかと危惧するが、対策は。 さらに、滞納者に対してコールセンターを活用しての連絡をしていると思うが、その際、どういう困難があったかなど話は共有しているのか。ただ、郵便を送りつけて市役所に納付相談に来ない方が悪いのかのような、一方的な差し押さえなどは冷たい対応だ。物価高やナフサ不足など、経済的に自営業者などは困難な状況を抱えていることが想像できる。滞納者には生活が著しく困難になった方には減免制度があることも丁寧に案内されたい。
回答	退職者医療制度の経過措置が令和5年度末をもって終了し、令和7年度から収納状況については区分していないため、退職被保険者分としての収納率は把握できませんが、滞納繰越分の収納率への影響もあると考えております。 滞納繰越分の収納率は前年度比2.62ポイント下回っておりますが、現年度分を合わせた収納率は89.46%と前年度比0.72ポイント上回っております。これは、新規滞納を抑制するため、現年度分の徴収を重点的に進めていることも一因と考えております。 また、不納欠損の対策として、早期に滞納者の財産調査を行い、資力があって納付がない場合は法令に基づき確実に徴収を行うことで不納欠損の縮減に努めるとともに、資力がない場合は滞納処分の執行を停止し、滞納者の生活再建を図るよう努めております。 なお、納付がない方にはコールセンターから電話等で催告を行っておりますが、納付が困難な方につきましては、担当職員に相談内容の引継ぎを行い、面会や電話で生活状況や営業実態の確認を行い、完納に向けた納付計画を作成するなど、個々の状況に配慮したきめ細かい納付相談を行っており、多重債務や生活困窮が原因で納付できない方に対しましては、関係機関を紹介し、窓口へ案内するようにしております。 また、物価高やナフサ不足など、経済的に困難な状況を抱えている方がおられることも認識しており、差し押さえなどの処分をするだけでなく、生活の実情を十分に把握した上で状況に応じた柔軟な対応に努めております。 なお、環境の変化により生活が著しく困難になられた方には、減免や納付を猶予しているところですが、これらの制度は該当する方からの申請により適用しておりますことから、引き続き制度の周知に努めてまいります。

③ 保険制度の適正化、居所不明調査等について【関連ページ：P 9】（質問委員：A 委員）

質問内容	（国保相談員による訪問調査・指導について） 「③その他調査（未申告者への申告勧奨など）」という項目がなくなっているがどう いう理由からか。 （健康保険等の扶養関係調査について） 「扶養認定完了」が表に入っていないがどういう理由からか。
回 答	本市における国保相談員の主な業務は、国保喪失勧奨通知後も手続きを行わない 方に対し、自宅訪問により手続きを促す「①保険の適正化」であり、「②居所不明調 査」や「③その他調査（未申告者への申告勧奨など）」につきましては、必要に応じ て実施しております。 「③その他調査（未申告者への申告勧奨など）」につきましては、文書の送付によ る対応により行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく実施しているところデ ス。このため、訪問調査の必要がない状況が続いておりましたことから、当該項目 を削除したものです。 次に、「扶養認定完了」の項目につきましては、他の保険の被扶養者として認定さ れる可能性のある国保被保険者世帯に対し、その旨お知らせし他制度への移行を確 認する調査の回答結果を集計したものです。 被扶養者認定の手続きには一定の期間を要することから、調査時点では「申請中」 と回答される場合がほとんどであり、「扶養認定完了」の回答実績は令和6年度及 び令和7年度ともにございませんでした。このため、前回2月の運営協議会から当 該項目を削除したものです。 なお、令和8年度調査からは、扶養認定の結果が判明した後に回答いただく取扱 いに見直す予定であり、今後は「申請中」の項目は削除し、「扶養認定完了」「非認 定」「その他」の区分により結果をお示ししてまいりたいと考えております。

【議題(3)】 関連質問

① 高額療養費制度の見直しについて【関連ページ：P 28～30】（質問委員：A 委員）

質問内容	高額療養費制度の見直しで、結局は自己負担が増えるのか減るのか、どういう属性の方がどうなるのか示されたい。 国保会計への影響はどうなるのか。
回 答	高額療養費制度の見直しにつきましては、令和8年8月から、70歳以上の低所得Ⅰ区分の外来上限額を除き、各所得区分において月額自己負担上限額が引き上げられることとされております。一方で、長期療養中の方や低所得の方に配慮する仕組みも設けられております。 具体的には、新たに年間上限額が設定されることに加え、現行の多数回該当制度（12か月間に同一世帯で4回以上高額療養費該当の場合、自己負担額が軽減される制度）は継続されるとともに、その限度額は据え置きとなっており、長期療養中の方の負担が高額にならないよう配慮がなされております。また、70歳以上の住民税非課税世帯の方については、外来年間上限の設定により、年間を通じた負担額は変わらないものとされております。 制度見直しによる影響は、所得区分や受診状況によって異なるため、一概に負担が増える方、減る方を具体的にお示しすることは難しいと考えております。参考資料として配布しております厚生労働省の資料を御確認ください。 国保財政への影響につきましては、月額上限額の引上げは給付費の減少要因となりますが、年間上限額の導入は増加要因であることや、診療報酬改定等の様々な要因が影響いたしますことから、現時点においてその影響をお示しすることは難しいと考えております。